

災害時における歴史的風致の維持に関する研究

Study on the maintenance of historic environment in the event of a disaster

(研究期間 平成 23~24 年度)

環境研究部 緑化生態研究室
Environment Department
Landscape and Ecology Division

室長
Head
主任研究官
Senior Researcher
研究官
Researcher

栗原 正夫
Masao KURIHARA
小栗 ひとみ
Hitomi OGURI
曾根 直幸
Naoyuki SONE

In order to prepare the handbook for maintenance of historic environment in the event of a disaster, we examined several disaster cases, and researched on the extent of damage and the process of restoration of historic buildings damaged by Great East Japan Earthquake.

[研究目的及び経緯]

平成20年5月に成立した歴史まちづくり法に基づき、全国の地方公共団体において、文化財行政とまちづくり行政が連携した、地域の歴史的風致を維持向上するための取組が進められている。平成25年3月末時点で、歴史的風致維持向上計画認定都市（以下「認定都市」）は35市町である。

こうしたなか、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、認定都市や認定の意向を有する都市において、石垣や家屋、土蔵など歴史的風致の構成要素である建造物が大きな被害を受けた。東日本大震災は、歴史まちづくり法に基づく認定とした被災した初めての大規模自然災害であり、地域の歴史的風致やこれまでの取組が十分考慮されないまま歴史的建造物の復旧等が進んでしまう状況も想定される。また、被災地以外の都市においても、震災を契機として今後の災害への備えの重要性が改めて認識されており、具体的な災害対応、災害復旧、防災対策等のノウハウが求められている。

そこで本研究では、東北地方太平洋沖地震による歴史的建造物の被災状況及び復旧状況に関する調査や、過去の自然災害時の対応事例の分析等を行い、復旧プロセスに応じた効果的な取組や留意事項、歴史的風致の維持向上に資する建造物の復旧技術等について検討し、それらを手引きとしてとりまとめた。

平成23年度には、過去の自然災害時の復旧事例の分析を行った上で、認定都市等における歴史的建造物の被災状況を調査するとともに、それぞれの都市の経験をもとに被災前・被災直後・復旧段階における取り組みの効果や課題について整理した。平成24年度には被

災地における歴史的建造物の復旧状況をフォローアップするとともに、被災した歴史的建造物の応急対応や復旧に効果を発揮した技術を抽出した。

これらの調査結果をもとに、東北地方太平洋沖地震の被災地において歴史的建造物の被災状況調査や復旧支援に関わった専門家等の意見も踏まえ、「歴史的市街地における災害復旧・防災対策の手引き（案）」をとりまとめた。

[研究内容]

1. 過去の自然災害時の復旧事例に関する調査

(平成23年度)

兵庫県南部地震など過去の自然災害時における歴史的建造物を有する地域の対応事例について、文献調査及びヒアリング調査を行った。

2. 認定都市等における被災状況等に関する調査

(平成23~24年度)

認定都市や歴史的建造物が集積している都市6市町（多賀城市、白河市、桑折町、桜川市、香取市及び桐生市）を対象に、東北地方太平洋沖地震による歴史的建造物の被災状況や災害直後から復旧段階における対応等について平成23年11~12月に、復旧の進捗状況や具体的な復旧プロセス等について平成24年8~11月にそれぞれアンケート及びヒアリング調査を行った。

3. 被災した歴史的建造物の復旧技術等に関する調査

(平成24年度)

東北地方太平洋沖地震や過去の自然災害からの復旧プロセスで見られた事例をもとに、被災した歴史的建造物の応急復旧の留意事項や、費用や工期の縮減に効果的な復旧技術等について整理した。

[研究成果]

研究成果については、「歴史的市街地における災害復旧・防災対策の手引き（仮称）」としてとりまとめているが、その主な内容は以下のとおりである。

1. 災害時に歴史的風致の維持を図る上での課題

多くの歴史的建造物が被災した場合に復旧段階で歴史的風致の維持を図る上での課題は、以下の3点に整理することができる。

- ① 文化財保護法や歴史まちづくり法に基づく指定等がされていない建造物の復旧が難しいといった歴史的建造物の「位置づけ」に関する課題
- ② 被災状況調査や復旧工事に必要な行政職員、職人、設計者等の不足といった「体制」に関する課題
- ③ 経済的支援措置の不足や公費による解体促進等、歴史的建造物の復旧に係る「制度」に関する課題

例えば①については、今回の調査においても歴史的建造物の位置づけにより復旧の進捗に差が生じている状況が把握された。（図-1）

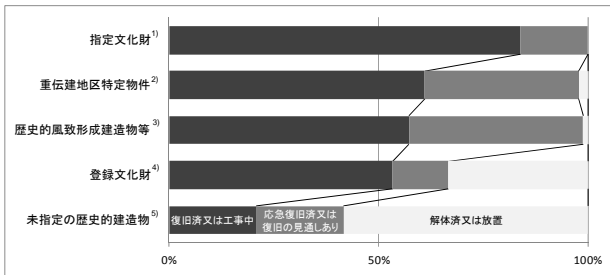


図-1 歴史的建造物の区分と復旧状況の関係

（調査対象：多賀城市、白河市、桜川市、香取市、桐生市）

- 1) 文化財保護法に基づく指定文化財（一般に復旧補助有り）
- 2) 伝統的建造物群保存地区条例に基づく特定物件（一般に復旧補助有り）
- 3) 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物及び景観法に基づく景観重要建造物（整備に社会資本整備総合交付金を活用可能）
- 4) 文化財保護法に基づく登録文化財（一般に復旧補助無し）
- 5) 地域で歴史的建造物として把握されているもののうち、1)～4)に該当しないもの（一般に復旧補助無し）

※複数の位置づけがされているものは、上の項目から順に優先して区分した

2. 災害時に歴史的風致の維持に効果を発揮した取組

1. の課題を踏まえ、災害時の歴史的風致の維持に

効果を発揮する取組を平常時、災害時、復旧時の3段階、それぞれ6項目に整理した。（図-2）

3. 歴史的風致の維持に効果的な復旧技術

被災した歴史的建造物、特に経済的支援措置の少ない未指定の歴史的建造物の滅失を防ぎ、歴史的風致に配慮した災害復旧を行うためには、所有者の経済状況や意向も踏まえて、元々の伝統工法に限らず、復旧工法を柔軟に検討し採用することが重要である。

そのため本研究では、東日本大震災で被災事例が多く見られた瓦屋根や土壁を対象に、歴史的風致の維持に効果的な復旧技術を表-1のとおり区分し整理した。

表-1 復旧工法の区分の考え方

A	原形復旧を基本とし、その建造物で元々用いられている伝統工法による修理
B	その建造物で用いられている元々の伝統工法ではないが、建造物の歴史的価値や景観等を考慮した工法等を用いた修理 外観上は伝統工法を用いたランクAの修理と見分けのつかないような修理
C	現代工法を用いた修理 被害箇所の損傷拡大を防ぐための応急的処置

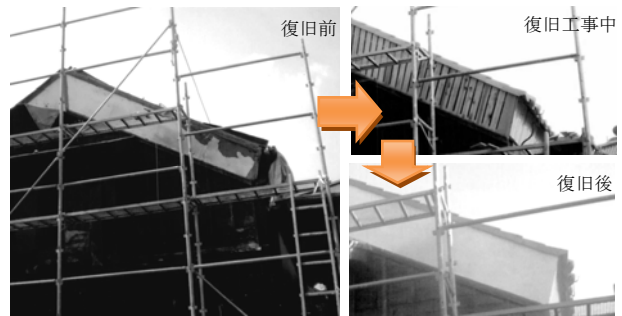


写真-1 被災した土壁の復旧工法（区分B）の例

下地など構造の一部に木摺やモルタルを用いて費用縮減や工期短縮を図る一方、上塗りは漆喰で行っているため外観は被災前とほぼ変わらない

[成果の活用]

本研究で得られた成果および知見は、被災地における歴史的建造物復旧の技術的支援になるとともに、歴史まちづくりに取り組む全国の地方公共団体等における今後の災害への備えの一助になると考える。

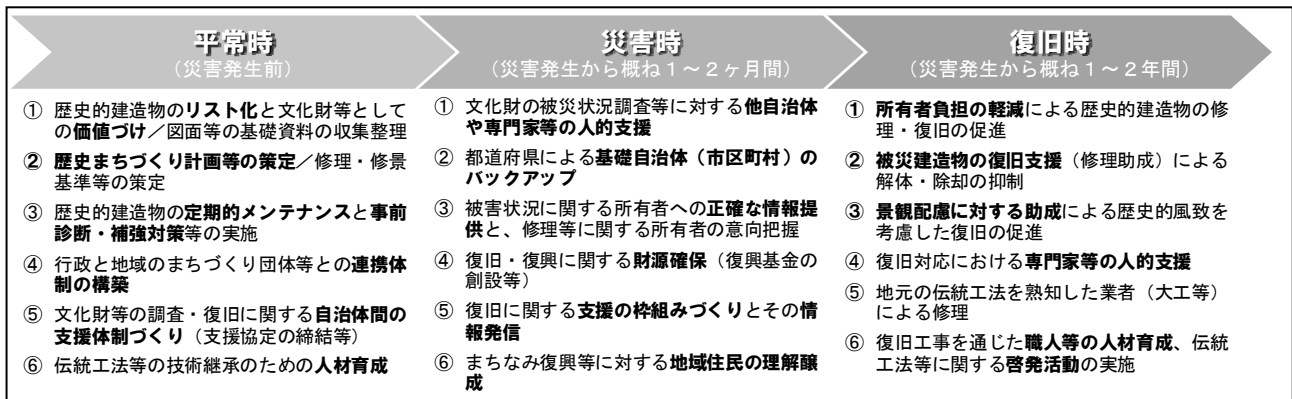


図-2 災害時における歴史的風致の維持に効果的な取組の整理